

各位

公益財団法人 香川県教育弘済会

理事長 真鍋 佳樹

公益財団法人 日本教育公務員弘済会香川支部

支部長 田中 光

令和 5 年度貸与奨学生の募集について

私ども 2 つの法人は、大学等に進学又は在学する生徒・学生で、人物・学業ともに優れ、かつ経済的理由により学費の支払いが困難な方に対し、無利息で奨学金を貸与しております。つきましては、令和 5 年度も次のとおり募集いたしますので、お申し込み下さい。

令和 5 年度 貸与奨学生募集要項

1 貸与奨学生の資格

- (1) 大学・大学院・短大・高等専門学校第 4 学年以上・専修学校専門課程の在学者、及びそれらへの新入学者
- (2) 人物・学業ともに優れている者
- (3) 経済的理由により学資金の支払いが困難と認められる者
- (4) 香川県内に住所を有する者の子弟

2 募集人員

- (公財) 香川県教育弘済会 10 名程度
(公財) 日本教育公務員弘済会 25 名程度

3 貸与金額と利息

- (1) 貸与金額 1 年につき 25 万円
(最高 100 万円)
- (2) 利 息 無利息
(ただし、延滞した場合は、延滞料がかかります。)

4 貸与金の交付

全額を一括貸与する

5 貸与金の返済

- (1) 卒業した年の 12 月から、以後 5 回の均等制で、毎年 12 月に年賦返還する。
- (2) 貸与奨学生が死亡または返済が不能になったときは、連帯保証人が全額返済する。
- (3) 申し出によりいつでも繰り上げ返済することができる。

6 申し込み方法

- (1) 奨学金貸与希望者のうち新入学者及び高等専門学校生は、在学高等学校又は出身高等学校、高等専門学校に 3 月 31 日までに申し出る。

大学等に既に在学している者（以下既在学者）は、香川県教育公務員弘済会（下記参照）まで直接電話で 3 月 31 日までに申し出る。

- (2) 新入学者及び高等専門学校生は、高等学校、高等専門学校からの申し出により、法人から関係書類（奨学生申請書・付属調査票・奨学生推薦調書）を関係学校に送付する。

既在学者は、法人から直接郵送する。

- (3) 新入学者及び高等専門学校生は、学校から(2)の書類を受け取り、必要事項を記入し、世帯内の納税義務者全員の所得証明書・大学等の在学証明書を添えて高等学校、高等専門学校に提出する。高等学校、高等専門学校は(2)(3)の書類をまとめて下記に送付する。

既在学者は、(2)(3)の書類をまとめて下記に送付する。

〒760-0004 高松市西宝町 2 丁目 6-40

香川県教育会館内 503

香川県教育公務員弘済会事務局

TEL 087-831-2431

- 7 申し込み期間 令和 5 年 1 月下旬～ 3 月 31 日

- 8 提出書類受付期間

令和 5 年 4 月 1 日～ 4 月 30 日

- 9 貸与奨学生の決定

両法人ともに令和 5 年 5 月下旬までに選考会を開き、奨学生を内定する。内定者に対しては内定通知書を送付し必要書類の提出後、決定するものとする。なお、両法人ともに貸与はそれぞれ 6 月の予定。